

滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する  
条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県観光物産情報センターの管理を委託している社団法人びわこビジターズビューローが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第44条に基づき、公益社団法人へ移行したことに伴い、所要の改正を行うとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県観光物産情報センターの管理の委託先の名称を公益社団法人びわこビジターズビューローに改めることとします。(第4条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>第1条～第3条 略</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第4条 センターの管理は、<u>社団法人びわこビジターズビューロー</u> (昭和31年12月12日に社団法人滋賀県観光連盟という名称で設立された法人をいう。) に委託する。</p> <p>第5条 略</p> | <p>第1条～第3条 略</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第4条 センターの管理は、<u>公益社団法人びわこビジターズビューロー</u> (昭和31年12月12日に社団法人滋賀県観光連盟という名称で設立された法人をいう。) に委託する。</p> <p>第5条 略</p> <p><u>付 則 (平成25年条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> |